第五十四条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の四第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の七第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の十一第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十六条の改正規定の次に次のように加える。

第二十六条の三第二項第二号イ中「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、」を削る。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十八条第一項第一号の改正規定を次のように改める。

第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条のうち厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百十二条の改正規定中「同条第二十二条の四」を「同条第二十二号の四」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（法附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業は、次に掲げる休業とする。

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。次号において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業に後続する休業であつて子の養育をするためにするもの

二　育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業に後続する休業であつて同条第四号に規定する対象家族を介護するためにするもの

三　災害、疾病その他やむを得ない理由による休業

（社会福祉法人会計基準の一部改正）

第四条　社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条―第二条の三）
第二章　会計帳簿（第三条―第六条）
第三章　計算関係書類
第一節　総則（第七条―第十一条）
第二節　資金収支計算書（第十二条―第十八条）
第三節　事業活動計算書（第十九条―第二十四条）
第四節　貸借対照表（第二十五条―第二十八条）
第五節　計算書類の注記（第二十九条）
第六節　附属明細書（第三十条）
第四章　財産目録（第三十一条―第三十四条）

第二条中「、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）」を「及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（総額表示）

第二条の二　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

（金額の表示の単位）

第二条の三　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

第三条第一項中「第四十四条第三項」を「第四十五条の二十四第一項」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　計算関係書類

第七条の見出しを「（各会計年度に係る計算書類）」に改め、同条第一項中「社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、」を「法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される」に改め、同項第一号及び第二号中「各会計年度に係る」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第一号中「（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第七条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（成立の日の貸借対照表）

第七条　法第四十五条の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号イからニまでに掲げるものとする。

2　社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める書類の作成を省略することができる。

一　事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合　次条第一項第一号ロ

二　拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合　次条第一項第一号ロ、ハ及びニ

三　事業区分において拠点区分の数が一である場合　次条第一項第一号ハ

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条　削除

第九条　削除

第二十二条第四項中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十九条第一項第五号中「計算書類等」を「計算書類」に改め、同項第十五号中「純資産増減」を「純資産の増減」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

二　前号に掲げる者の近親者

三　前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四　支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）

五　被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）

六　当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人